

伊勢原市健康づくりに関する意識調査業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

意識調査業務において、専門的知識や調査技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた調査内容と、全国的かつ最新の視野で検討された調査内容を考慮する必要があり、結果集計及び課題抽出について過去の調査結果も踏まえた分析力と専門性を要する。

これらを踏まえ、本業務の実施に当たっては、価格のみではなく優れた企画力や運営力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとする。

2 案件概要

(1) 案件名 伊勢原市健康づくりに関する意識調査業務

(2) 業務の目的

本案件は、令和8年度に予定されている「健康いせはら21(第4期)計画」の中間評価と、令和10年度に予定されている「第5次伊勢原市食育推進計画」の策定にあたり、市民の実態を把握するものである。

(3) 履行期間

契約締結日 から 令和9年1月15日(金)まで

(4) 業務内容(詳細は、別添仕様書案のとおり。)

(ア) 調査票の発送に関すること

(イ) 礼状兼未回答者に対する催告通知印刷・発送に関すること

(ウ) 調査データの集計(情報分析)に関すること

(エ) 市民の健康づくりを進めるにあたっての基礎資料の作成

3 契約限度額

435万円(税込)

4 プロポーザル実施概要

(1) 実施主体 伊勢原市

(2) 担当課 保健福祉部健康づくり課

(3) 実施形式 公募型プロポーザル

5 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないもの。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の既定に基づき、伊勢原市が発注する物品の製造等(役務提供)に係る競争入札資格を有する者。

(3) 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第2号から第5号までのいずれにも

該当しない者であること。

- (4) 消費税、地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く)。
- (6) 過去5年間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)において、国の機関又は地方公共団体が発注する健康づくり計画に関する意識調査業務(健康増進計画又は食育推進計画策定)の完了実績を有していること。ただし、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。
- (7) 情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)もしくはJISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることとする。

5 参加手続

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加表明書等を提出すること。また、参加申し込み後に辞退する場合は辞退届(任意様式)を提出すること。伊勢原市は、辞退者に対して、今後、不利な取り扱いは行わないものとする。

(1) 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 参加資格証明書類(※任意様式)

※参加資格要件(6)に記載している業務の受注実績が分かる書類(契約書、仕様書の写し又は成果品)を添付すること。

(2) 提出先 伊勢原市保健福祉部健康づくり課(〒259-1188 伊勢原市田中348)

(3) 提出方法 持参(月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで)、郵送(期限必着)、電子メール(到着確認のため提出先に電話をすること)の何れかとする。

※電子メールの件名は、「【事業者名】伊勢原市健康づくりに関する意識調査業務プロポーザル参加申込」とすること。

(4) 提出期限 令和8年6月15日(月)午後5時まで(必着)

6 質問回答

(1) 質問方法 質問書(様式2)を作成し、次により提出すること。

(2) 質問受付期間 令和8年6月5日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。件名は「【事業者名】伊勢原市健康づくりに関する意識調査業務プロポーザル質問」とする。(到着確認のため提出先に電話すること)

(4) 回答方法

質問内容が当該事業者独自のものと判断される場合は、当該事業者のみに、それ以外の質

問については、市ホームページに質問内容及び回答を掲載する。

(5) 回答予定日

令和8年6月10日(水)

※質問内容や量によって、回答に時間を有する場合がある。

7 提案書及び見積書等の提出

提案書及び見積書等の提出については次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

持参(月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで)、又は郵送で提出すること(郵送の場合は期限までに必着のこと)。なお、電子メールでの提出は受け付けない。

(3) 提出書類

(ア) 企画提案書提出届(様式3)

(イ) 会社概要(任意様式:会社パンフレット可)

(ウ) 契約実績表(様式4)

※様式に定められている実績を記載すること。

※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

※神奈川県内受注実績を優先して記載すること。

(エ) 企画提案書(A4) ※詳細は、次項(4)を参照

(オ) 見積書(任意様式)

※消費税及び地方消費税の額(10%)が内訳としてわかるように記載すること

(カ) 見積書の内訳書(任意様式)

(キ) 業務工程表(任意様式)

(ク) 業務実施体制表(様式5)

(4) 企画提案書の作成について

(ア) 体裁は原則A4版(A3版折込可。2頁として計算)で、横書きとする。印刷は片面印刷、両面印刷を問わない。

(イ) 枚数制限は表紙を除き20頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

(ウ) 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

(エ) 業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

(オ) 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。ただし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。文字のポイント数は11ポイント以上とし、文章を補完するために、写真、イラスト等の使用は可とする。

(カ) 提案内容は、各参加者1件とし、見積書で提示した金額の中で実現できる範囲内のものとする。

(5) 提出部数 正本1部、副本8部(正本コピー可)

(6) 提出先 伊勢原市保健福祉部健康づくり課

(7) 企画提案書作成上の留意点

- (ア) 様式が指定されているものについては、本市指定様式を用いること。
- (イ) 本プロポーザルの委託業務の実施に当たっては、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (ウ) 提出後の書類の追加、修正その他変更はできない。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却は行わない。
- (エ) 企画提案書提出後における担当者の変更は、担当者の退職等、市がやむを得ないと認める特別の事情がある場合を除き、原則認めない。

8 プレゼンテーションの実施

事前に送付された企画提案書類に基づき、プレゼンテーションを以下のとおり実施する。

(1) 日時・場所

令和8年7月14日(火) 伊勢原市役所

- (ア) 参加者ごとの参集時間は、別途通知する。また、都合により日程の変更を行う場合がある。
- (イ) プレゼンテーションは非公開とする。
- (ウ) 参加はオンライン(Zoom)でも可とする。

(2) 提案内容の説明

(ア) 参加者は、20分以内で提案内容のプレゼンテーションを行う。また、選定委員による10分程度の質疑応答時間を設けるものとする。

(3) 3名以内とする。

(4) 資料・機器等

- (ア) 資料は、事前に受け付けた企画提案書等を本市で用意する。その資料に沿った内容を説明すること。
- (イ) プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めない。
- (ウ) スクリーン・プロジェクター・パソコン等の使用は可とする。スクリーンの準備は本市で行うが、パソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備し、事前にその旨を申し出る事。
- (エ) オンラインで実施の場合は、Zoom参加用URL等は本市より別途通知する。

9 審査

(1) 業者の選定は、選定委員会において提出書類及びプレゼンテーションを審査した上、点数が第1位の者を優先交渉権者と決定する。ただし、点数が第1位の者が複数ある場合は、評価項目のうち、配点の高い①企画提案内容と②プレゼンテーションの項目について、全評価者の点数の合計点が高い者を選定する。

(2) 評価基準

評価項目	配点
① 企画提案内容	
ア 企画提案書の構成、レイアウト、文章、イラスト、図表等がわか	5

	りやすく作成されているか。	
	イ 最新の国・県の動向や社会潮流など業務遂行にあたり踏まえるべき必要な事項が盛り込まれているか。	10
	ウ 市の問題点・課題を整理するにあたっての現行計画の検証及び把握・分析方法が優れているか。	10
	エ ニーズ調査の方針決定、設計、実施等について十分な支援が期待できるか。	10
	オ 具体的かつ有益な提案がなされているか。	10
②	プレゼンテーション	
	ア 企画提案書の内容を分かりやすく説明しているか。	10
	イ 実務担当者の説明から、柔軟な対応力が感じられるか。	10
	ウ 質問に対し、自らの知識及び経験からの確に回答しているか。	10
③	申請手続き、プレゼンテーション資料に誤りは見られないか。	
	ア 内容に誤りは見られないか。誤字や文書の表現など、基本的な誤りは見られないか。	10
④	企業の業務実績	
	ア 過去5年間における健康づくり計画に関する意識調査業務(健康増進計画又は食育推進計画)に携わった実績など、今回の業務を請け負うに足る豊富な受注実績があるか。	10
⑤	担当予定の実務担当者の経歴及び実績	
	ア 実務担当者の同種・類似業務の経験は豊富か。	10
⑥	実施体制	
	ア 業務実施に当たり、適切に指揮命令及び情報伝達を行うための仕組みや要員配置が提案されているか。	5
	イ 安定的かつ円滑に委託業務が実施できるよう、進捗管理の方法等が検討されているか。	5
⑦	作業工程スケジュール	
	ア 工程スケジュールが具体的かつ現実的なものになっているか。	10
	イ 実施手順や提案内容、市との分担業務がわかりやすいか。	5
⑧	安全管理措置	
	ア 情報資産、個人情報の取扱いに対する体制がしっかり確保されているか。	5
⑨	見積書	
	ア $\text{配点} \times (\text{全提出者内最低提案見積価格}) / (\text{提案見積価格})$ ※小数点以下切り捨て	5
⑩	その他業務受託に対する基本的な姿勢・取組	

ア 法人の熱意、意欲。事業実施に当たり、特に力を入れて実施したいこと。	10
合 計	150

(3) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後速やかに企画提案のあった参加者全員に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

10 実施スケジュール

実施事項	日時等
募集開始日	令和8年6月1日(月)
質問期限	令和8年6月5日(金)午後5時まで
回答予定日	令和8年6月10日(水)
参加表明書提出期限	令和8年6月15日(月)午後5時まで
提案書類提出期限	令和8年7月3日(金)午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年7月14日(火)
審査結果通知日	令和8年7月中旬を予定
契約締結予定時期	令和8年7月下旬を予定

11 辞退及び失格について

(1) 辞退について

- ・提案書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(任意書式)を提出すること。
- ・本案件以外の発注に関し、本案件の辞退を理由とした不利な取扱いを行わない。

(2) 以下に該当した者は失格とする。

- (ア) 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- (イ) 書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (ウ) 提出した書類、資料等に虚偽の記載があったとき。
- (エ) 記載すべき事項の全部が記載されていないとき。
- (オ) 本実施要領に定めた内容に違反したとき。
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為、その他正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (キ) その他、上記に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、本市が失格であると認めたとき。

12 契約締結等の契約内容に関する協議

- (1) 契約内容及び仕様については、優先交渉権者の通知後、速やかに本市と優先交渉権者とで企画提案書等の内容を基に協議するものとする。協議の結果、契約内容及び仕様が合意に達した場合は、速やかに見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約の手続きを行う。なお、契約内容及び契約手続は、伊勢原市契約規則及び委託

業務契約約款の規定による。

- (2) 優先交渉権者との協議の結果、契約の締結に至らなかった場合、原則次点の参加者を優先交渉権者とする。ただし、次点の参加者の評価が一定水準を満たさなかった場合はこの限りではない。

13 その他留意事項

- ・ 企画提案書の作成及び提出等、本プロポーザル手続に各参加者が要した費用は、それぞれ各参加者の負担とする。
- ・ 提出資料は、返却しない。
- ・ 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザル手続の目的以外に使用しない。
- ・ 市は、提出された書類について、伊勢原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

14 担当事務局

本プロポーザルに関する問い合わせ及び書類等の提出先は下記のとおりとする。

担 当 伊勢原市保健福祉部健康づくり課健康づくり係

住 所 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地

伊勢原市役所分室1階健康づくり課窓口

電 話 0463-94-4609(直通)

E-mail kenkou@isehara-city.jp